# 総合評価入札における事後審査方式試行導入のお知らせ

企業局では、総合評価一般競争入札に係る審査を入札執行後に行う「事後審査型一般競争入札」 を平成25年4月以後に公告を行う工事から試行導入することとしたのでお知らせします。

概要は下記のとおりです。※当面の間は、事前審査型(従来方式)との併用となります。

記

## 1 対象工事

電子入札システムで実施する総合評価一般競争入札(施工体制確認型総合評価を含む)による 工事の一部で試行する。

#### 2 入札参加申請

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の みを原則、持参により工事担当課(所)長へ提出するものとする。

(※従来、申請書及び確認資料に添付することとされていた証明資料については、後日、落札候補者として選定された者のみ提出することとなる。)

## 3 落札決定の保留

開札の結果、予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上で有効な入札を行った者がある場合は、その者の総合評価を行うとともに、評価値の最も高い者について競争参加資格を審査するため落札決定を保留し、その旨を事後審査通知書により入札参加者に通知するものとする。

# 4 落札候補者の選定

落札候補者は、有効な価格をもって入札を行った者のうち評価値の最も高い者(以下「最高評価値者」という。)から順に、低入札調査基準価格以上で入札を行った者を3者確保できるまでの順位の者を落札候補者とする。

# 5 競争参加資格の事後審査

事後審査においては、落札候補者のうち最高評価値者から順に競争参加資格の審査を行い、資格を有する適格者が確認できた時点で、次順位以降のものの競争参加資格の審査は行わないものとする。

事後審査の結果、最高評価値者が競争参加資格を有しないものであると認められた場合や資料の不備等により評価値の減点があり次順位の者と順位が入れ替わった場合は、次順位の者を最高評価値者として競争参加資格を審査するものとし、最高評価値者において当該工事の競争参加資格を有する適格者が確認できるまで順次、これを行うものとする。

なお、事後審査の結果、当初選定した落札候補者の全員が競争参加資格を満たしていないことを確認した場合や資料の不備等により評価値の減点があり、当初の落札候補者以外の者が最高評価値者となった場合、当該最高評価値者を落札候補者として事後審査を行う。

#### 6 落札者の決定又は競争参加資格不適格の決定

競争参加資格の審査の結果、最高評価値者が競争参加資格を有する適格者であると認めた場合は、落札者として決定し、落札者及び他の入札参加者に通知するものとする。

落札候補者に競争参加資格がないと認めた場合は、当該落札候補者に対して競争参加資格がない理由を付して通知するものとする。当該通知を受けた者は通知のあった日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内にその理由について説明を求めることができる。